

注意

# 全ての飲食店に消火器

## の設置が義務化されます。

2016年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の火災を踏まえ、従来150㎡以上の飲食店に義務とされていた消火器の設置が面積に関わらず全ての飲食店に必要となります。

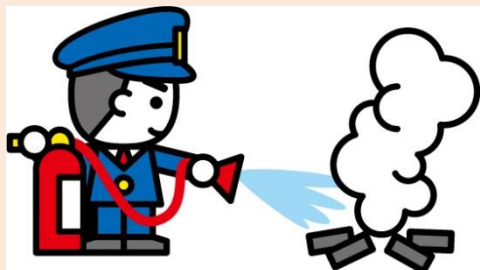
**いつから：2019年10月1日から**

**対象：火を使用する設備又は器具を設けた全ての飲食店**

**※防火上有効な措置が講じられたものを除く**

### 「防火上有効な措置」とは

- ①調理油過熱防止装置を設けたもの  
→鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置。
- ②自動消火装置を設けたもの  
→火災を感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置。
- ③圧力感知安全装置を設けたもの  
→過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより火を消す装置。



※お問い合わせは最寄りの消防署まで

大垣消防組合消防本部

予防課：0584-87-1512 中消防署：0584-87-1514 分駐所：0584-73-1415

東分署：0584-62-6819 南分署：0584-89-2022 北消防署：0584-73-2176

赤坂分署：0584-71-0204 北部消防署：0585-45-3733